

登録販売者の倫理規程と 業務マニュアル

令和3年10月29日

一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会

〔登録販売者の倫理規程〕

はじめに

人は、日々の生活において、人としての尊厳を保持し、健康で幸福であることを願っている。登録販売者は、生涯にわたり健康な生活の実現に助力することを使命としている。登録販売者は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）における医薬品販売制度のもとにおいて、一般用医薬品販売の専門家として、以下の事項を実践することが期待されている。

- 1 科学的根拠に基づいた適正な情報提供や相談対応を行い、セルフメディケーションを適切に支援する役割。
- 2 一般用医薬品の適正販売等を確保する役割。
- 3 地域保健衛生向上のための施策について、常に率先・協力し、その推進に努める。
- 4 健康の保全や増進に関する身近な相談相手としての役割を果たすとともに、行政機関及び関係団体と連携し、薬物乱用防止情報、健康被害救済制度情報の普及など、積極的に医薬品等の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努める。

登録販売者は上記の制度上の役割を果たすことはもちろん、一般用医薬品販売の専門家として、社会一般からの期待に応えその職能を全うし、もって、公衆衛生（人間が健康に生活できるための組織的な社会活動）の向上に寄与するために、ここにその指針として登録販売者倫理規程を制定し、専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示する。

1 登録販売者綱領

- 一、登録販売者は、国から付託された資格に基づき、一般用医薬品の販売を通じて、セルフメディケーションを支援することにより、地域公衆衛生水準の向上に資することを本領とする。
- 一、登録販売者は、一般用医薬品の専門家として、その職能と責任を十分に自覚し、販売にあたっては、よく説明し、信頼を得るよう努める。
- 一、登録販売者は、生涯学習の精神を持ち、常に自己研鑽に励み、資質の向上を図ることにより、一般用医薬品の知識と技能の習得に努める。

2 登録販売者倫理規程

登録販売者は、住民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療従事者として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。登録販売者が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する

責任を全うするために、登録販売者と住民、医療・介護・福祉関係者及び社会との関係を明示し、ここに登録販売者倫理規程を制定する。

(1) 責務

登録販売者は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、一般用医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

登録販売者は、一般用医薬品の販売及び相談という業務をつかさどる専門職である。

高齢化が進んでも、社会保障制度が十分に機能し、健やかに生活し老いることができることは、すべての願いである。登録販売者は、その願いの実現のため、一人ひとりの生命、尊厳、権利を尊重することを行動と判断の基本とし、すべての一般用医薬品の適正使用(有効性・安全性)を担保するとともに、公衆衛生活動、環境衛生活動に職能を発揮することをもって、人々の健康な生活を確保することが責務である。

(2) 最善努力義務

登録販売者は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって、保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

登録販売者は、医療関係者として、活動の基盤となる自らの心身を管理するとともに、行動を統制・制御して、健康の維持・増進を支援することによって、人々が人生に潤いや生きがいをもって自分らしく暮らしていくことに貢献する。

健康の維持・増進の支援を行うにあたっては、正しい判断のもとに周囲の人々や社会全体に愛情をもって職務を遂行し、これによって人々が最大の恩恵を受けることができるよう職能の最善を尽くさなければならない。

(3) 法令等の遵守

登録販売者は、薬機法、その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

登録販売者は、薬機法、健康増進法、介護保険法その他関連する法令等(法律、政令、省令、告示、通知を含む)を遵守する義務がある。一方、医療の高度化・複雑化や高齢化の急速な進展により医療・介護に係る制度改革が進められており、登録販売者に関連した法令や制度についても、必要に応じて追加・改正が行われている。登録販売者は、関係するさまざまな法令等について学ぶとともに正しく理解した上で、これを遵守しなくてはならない。

持続可能な社会保障制度の確立を目指した制度改革が進められる中、医療・介護の一翼を担う登録販売者の役割は極めて重要であるだけに、社会から厳しい目で見られていることも認識しなければならない。

一般用医薬品の不正販売、誇大広告による販売などの違反行為は行わず、関わらず、加担せず、また、これらによって不当な利益を得ることを為さず、貪らず、そしてそうした行為を看過することもあってはならない。

登録販売者は、職務の公益性の高さを認識し、自らはもちろん共に働く者たちにも法令等の遵守はもちろんのこと、それぞれの立場において、登録販売者に対する社会の期待、社会に対する責任を意識して職務を遂行する必要がある。

(4) 品位及び信用の維持と向上

登録販売者は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

登録販売者の職務は、人とのかかわりにより成り立つものであり、人々からの信頼なくして適切に職務を遂行することはできない。信頼とは、専門的な知識や技術のみならず、態度や節度、言葉遣い、気配り、謙虚さなどに支えられた行動により得られる信用により生まれるものである。

登録販売者は、社会的常識や良識を十分に培い、社会からの信頼と尊敬を得るよう努めなければならない。

登録販売者の職能は、医薬品という人の生命に関連する製品を取り扱う公益性の高いものである。社会的使命と社会的責任を自覚し、学識や経験を活かした専門職としての誇りのもとに、自己の品位と信用を高めるよう努めなければならない。

(5) 守秘義務

登録販売者は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

登録販売者は、職務を遂行する過程において、対象となる人々の身体、精神及び社会的身分等に関する機微情報を知りうる立場にある。このため、登録販売者には守秘義務が課せられ、「正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたとき」は、刑法第 134 条により秘密漏示罪に問われる。

登録販売者は、個人情報取り扱いに関する法令等について正しく理解し、医療従事者として職務上知り得た情報について、適正に管理しなければならない。また、対象となる人々からの個人情報の収集、利用、保管・管理、必要な関係者間における情報共有などにおいても、関連する法令等に基づき情報を適正に取り扱わなければならない。

(6) 利用者の自己決定権の尊重

登録販売者は、利用者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

利用者は、自分の健康状態などについて知り、十分な情報を得た上で健康回

復方法等を自分で選択する権利を有しており、登録販売者は、かかる利用者の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、利用者が情報を得る機会や決定する機会を確保しなければならない。一方、医療に関する情報は専門性が高いことから、利用者との間において情報や知識の共有に困難が生じること(情報の非対称性)も考えられる。そのために登録販売者は、必要な情報を十分に収集することはもちろんのこと、情報提供に当たっては、利用者がその内容を理解し受け入れやすくするために、情報の非対称性に留意し、理解度や意向に応じた説明や判断、意思表示しやすいようにするなどの配慮が必要である。

(7) 差別の排除

登録販売者は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

すべての人々は、健康の保持・増進を図る権利を有しており、これらのサービスは誰もが享受できるものでなくてはならない。登録販売者は、個人を人種・民族や国籍、ジェンダー、職業、社会的地位、経済状態、思想や信条、宗教、ライフスタイル、心身の状態等によって差別してはならない。

ジェンダー(gender)は、一般的に生物学的な性差(sex)に付加された社会的・文化的性差を指す。社会的・文化的性差とは、「こうあるべき」姿として、それぞれが所属する社会や文化から規定され、表現され、体現されるものであり、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、更に、人々の心の在り方や、意識、考え方、コミュニケーションの仕方にまで反映されるものである。

登録販売者は、個人のこれらの違いについて十分に理解し、人の生命と健康に関わる一般用医薬品に係る専門職として、職能倫理と科学的根拠のもとに、医療、医学、薬学等に関する知識・技術に基づいて公正に対応していかなければならない。

(8) 生涯研鑽

登録販売者は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努め、定期的に外部研修(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号。))に基づく研修を進んで受講し、資質の向上に努めなければならない。また令和元年12月の改正薬機法に基づき、登録販売者の継続研修が通知から薬機法施行規則に格上げされ、登録販売者に研修を受講させることが薬局、店舗販売業、配置販売業の開設者の義務規定となった。

医療や薬学に関連する知識・技術は日々進歩しており、社会的価値の変化に伴う人々の健康の維持・増進に対するニーズも多様化している。登録販売者は、これらに対応していくために、高度な専門能力のみならず、社会とのかかわりや経

験・知識に基づく高い教養が求められる。登録販売者はこれに応えるべく、生涯にわたり自身の専門知識と専門能力・技能の水準を維持し、向上するよう、関連団体が提供する生涯学習プログラムや関連団体等の啓発事業など、あらゆる機会を積極的にとらえて継続的に学習するとともに、専門領域にとどまらない幅広い知識を習得すべきである。

(9) 多職種間の連携と協働

登録販売者は、広範にわたる業務を担う従事者間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

地域においては、高齢化が急速に進む中、住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められている。登録販売者は、その一翼を担う医療従事者として、他の職種や関係機関と連携して地域住民の健康を支援する役割を担い、一般用医薬品等を適正に供給するとともに地域住民の相談役としての役割を果たすことが求められている。そのためには、関係する多くの専門職種と相互に理解し合い、お互いの役割を尊重しつつ協力することが必要である。

(10) 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

登録販売者は、一般用医薬品の販売に際し、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。

生命と健康を守る医薬品について、適正な使用と安全性の確保を図り、医薬品の最大効果を引き出す必要がある。

登録販売者は、品質、有効性、安全性が保証された医薬品の供給における偽造品の混入防止を含む品質管理と適正な流通、及び安全性情報の収集にかかわり、一般用医薬品が適正に使用されるよう、薬学的知見に基づいて利用者等に正確かつ適正な情報提供及び指導を行わなければならない。

そして、登録販売者は、副作用情報などを入手した場合、国や製薬企業に報告することなどにより、医薬品の適正使用と安全性の確保を推進する。

(11) 主体的な健康管理への支援

登録販売者は、セルフメディケーションを支援することにより、地域公衆衛生に向上に寄与し、健康管理を支援する。

より健やかに生活し老いることは人々の願いであり、国は医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ国民皆保険制度を維持し、より質の高い医療・介護を提供することにより、健康寿命が延伸する社会を目指している。

これに対し、国民には自分自身の健康管理に高い関心と責任を持ち、個人の

意思と判断のもとに健康の維持・増進を図り、病気の予防や重症化の抑制を通じて、生涯にわたり生活の質を維持・向上していくことが求められている。

世界保健機関(WHO)によると、セルフケアとは、「健康を管理し、病気を予防し、病気の際に対処するために自分自身で行う活動」をいい、セルフメディケーションとは、「自身で自覚できる軽度な身体の不調や症状の治療のために個々人が医薬品を選択して使用すること」と定義されている。

登録販売者は、地域に密着した健康情報の拠点としての店舗等において、人々が自己の健康管理のために医薬品等を自己の意思で使用するセルフケア及びセルフメディケーションに関する助言や健康に関する相談及び情報提供を行う等により、国民の主体的な健康管理を積極的に支援していかなければならない。

(12)セルフケアに係る対応

登録販売者は、セルフケア推進のため、機能性表示食品を含めた健康食品や介護用品、衛生材料等を取り扱う機会も多いため、医薬品に関する知識だけでなく、幅広い知識の習得に努める。

高齢人口の急速な増加の中で、従来の医療制度、老人保健制度では対応しきれない問題が生じ、高齢者の医療は若年者の医療と異なった立場で取り組む必要性が生じてきている。

セルフケアを推進するために、健康を維持、増進する保健機能食品(特定保健用食品・栄養機能食品・機能性表示食品の総称)の需要が増加している。

登録販売者は、保健機能食品の違いを明確に把握し、利用者に適した保健機能食品を提供、説明できるよう知識の習得に努めなければならない。

また、介護の需要、要望に応えるため、介護用品、衛生材料等に関する知識の習得に努めるとともに、必要に応じ、住宅の改築等事業者を紹介できるよう建築業者等の情報等についての収集に努める。

(13)販売従事に関する対応

登録販売者は、一般用医薬品販売のルールを定めた業務手順書等を常に確認し、逸脱行為等がないことを確認するとともに、現状に即していない項目が確認された場合には、営業者等に迅速に上申する。

登録販売者は、店舗管理者要件を満たす者とそれ以外の者により従事できる内容が異なることから、規定の法律等を遵守して適切に対応し、利用者が誤認をしないよう、登録販売者、登録販売者(研修中)等の名札を着用することはもとより、店舗における管理体制の遵守に努める。

〔業務マニュアル〕

1. 登録販売者業務

登録販売者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）における医薬品販売制度上の役割を果たすことはもちろん、一般用医薬品販売の専門家として社会一般からの期待に応えその職能を全うし、もって、公衆衛生の向上に寄与し、登録販売者としての倫理を遵守する。

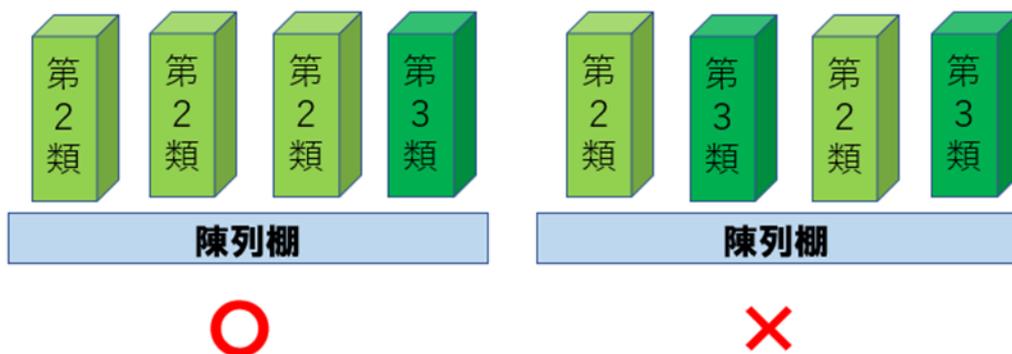
2. 一般用医薬品販売、授与に関すること。

業務に関する手順書の確認と遵守

1) 一般用医薬品販売従事前

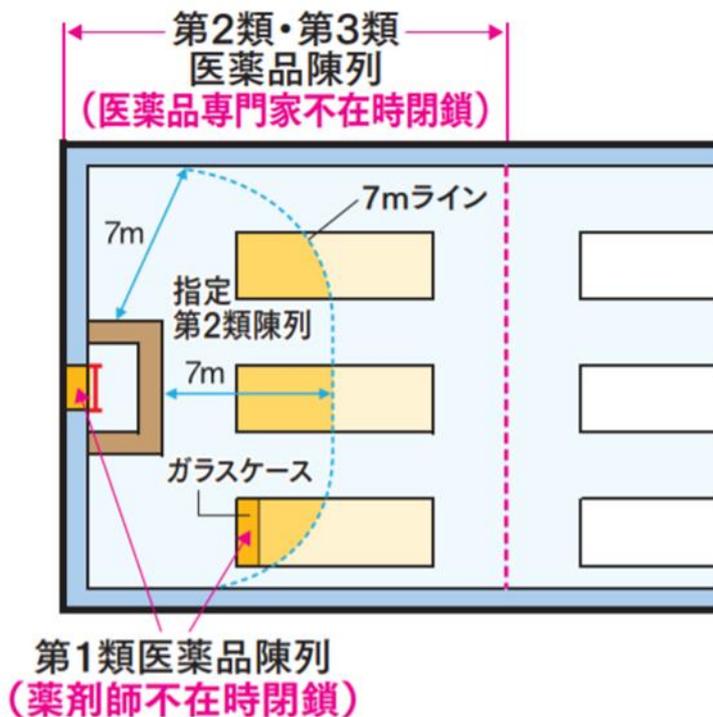
(1) 施設に関すること

- ① 出入り口に入店者の障害となるものがないことの確認（商品陳列による紹介を含む。）
- ② 換気が十分であり、かつ、清潔であることの確認。
- ③ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていることの確認。
- ④ 一般用医薬品販売面積が、規定を満たし適切に業務が遂行できることの確認。
- ⑤ 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所は六〇ルツクス以上の明るさを有することの確認。
- ⑥ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品を区分して陳列しているかの確認。



- ⑦ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあることの確認。
- ⑧ 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所にあることの確認。

- ⑨資格者不在により、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造の確認。
- ⑩指定第2類医薬品を陳列する陳列設備は、レジ等から7メートル以内の範囲にあることの確認。



- ⑪冷暗貯蔵のための設備がある場合には、適切に稼働していることの確認。
- ⑫毒薬を取り扱う場合、適切な鍵のかかる貯蔵設備の確認。
- ⑬管理及び運営に関する事項、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項や指定第2類医薬品は、禁忌の確認や専門家への相談を促す声かけや掲示が適切であることの確認。

○管理及び運営に関する事項

- ・許可の区分の別
- ・開設者の氏名又は名称その他開設の許可証の記載事項
- ・管理者の氏名
- ・勤務するすべての薬剤師又は登録販売者の氏名を記載し、その上で、その営業時間において、現に勤務している者がわかるように表示
- ・取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- ・勤務する者の名札等による区別に関する説明
- ・営業時間、営業時間外で相談できる時間
- ・相談時及び緊急時の連絡先

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- ・要指導医薬品、第1類、第2類及び第3類医薬品の定義及びこれらに関する解説
- ・要指導医薬品、第1類、第2類及び第3類医薬品の表示に関する解説
- ・要指導医薬品、第1類、第2類及び第3類医薬品の情報の提供に関する解説
- ・要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列に関する解説
- ・指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
- ・指定第二類医薬品を購入する場合の当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- ・医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置
- ・苦情相談窓口の掲示

⑭開設許可証が掲示されていることも確認。

(2)登録販売者自身に関すること

- ①発熱、嘔吐、咳等体調不良でないことの確認。
- ②十分、手指を洗浄消毒すること。



②登録販売者を明示する服装を身にまとっているか確認。

③管理者要件を満たす登録販売者、その他の登録販売者を明記し、氏名を記載した名札を着用していることの確認。首下げタイプの場合は、裏返っていないこと。



④着衣は清潔であるか確認。

(3) 一般用医薬品に関すること

- ① 一般用医薬品の有効期限が切れていないことの確認。
- ② 一般用医薬品の封がされていることの確認。
- ③ 採用以外の一般用医薬品がないことの確認。
- ④ 模造医薬品の疑いのある一般用医薬品が陳列されて理ないことの確認。

2) 医薬品販売従事中

(1) 施設に関すること

- ① 1の(1)が維持されていることの確認。
- ② 利用者による一般用医薬品の移動がないことの確認。

(2) 登録販売者自身に関すること

- ① 1の(2)が維持されていることの確認。

(3) 一般用医薬品に関すること

- ① 要指導医薬品、第1類医薬品は、薬剤師以外は販売することはできない。
- ② 第2類医薬品・第3類医薬品販売時の、必要に応じた情報提供をしているか。
- ③ 購入者から相談があった場合には、情報提供・指導を行ってから販売しているか。
- ④ 情報提供は情報提供場所においてリスクに応じた専門家が情報提供しているか。
- ⑤ 販売した薬剤師、登録販売者の氏名、薬局、店舗販売業の名称、電話番号等連絡先を購入者に伝達しているか。
- ⑥ 名札・着衣等により消費者から見て専門家が情報提供を行っていることが見てわかるようにしているか。
- ⑦ 指定第2類医薬品は、禁忌の確認や専門家への相談を促す声かけをしているか。
- ⑧ 濫用等のおそれのある医薬品に関する販売上の留意事項を遵守しているか(濫用のおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもの)

- ・購入者が若年者である場合は、当該者の氏名及び年齢
- ・当該医薬品の他店舗等からの購入状況若しくは濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
- ・適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入しようとする場合はその理由
- ・その他適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項
- ・適正な使用のために必要と認められる数量(原則 1 包装単位)に限り販売しているか。

指定された成分は以下の 6 成分。

- エフェドリン
- コデイン(鎮咳去痰薬に限る。)
- ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る。)
- ブロモバレリル尿素
- プソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。)

⑨販売記録

- ・要指導医薬品及び第1類医薬品を販売した場合には、下記の事項について販売記録の作成を行っているか。

- 販売した品名
- 販売した数量
- 販売の日時
- 販売した薬剤師の氏名並びに情報提供を行った薬剤師の氏名
- 購入者が情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 購入者の連絡先(努力義務)

※第2類、第3類医薬品についても努力義務として実施しているか。

※販売記録については、記載の日から2年間保存しているか。

- ⑩要指導医薬品及び第1類医薬品は販売者等の情報を購入者に伝達しているか。情報提供した薬剤師名を伝えなければなりません。(第2類・第3類は努力義務)
- ⑪要指導医薬品、一般用医薬品の全てについて、消費者(患者)から相談を受けた場合には、それを応需しているか。
- ⑫管理者にあっては、管理に関して問題がある場合に営業者に文書で報告しているか。
- ⑬情報提供等について、対面の原則を守っているか。

3) 医薬品販売従事後

(1) 施設に関すること

- ①1の(1)が維持されていることの確認。
- ②利用者による一般用医薬品の移動がないことの確認。
- (2)一般用医薬品に関すること
 - ①業務に関する記録を実施しているか。
 - ②一般用医薬品の保管場所に、立ち入り権限のない者が立ち入った形跡はないか。
 - ③陳列場所に異常は見られないか。

3 生涯研鑽

登録販売者は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽することが求められている。

- ①次の薬機法施行規則に定められている登録販売者の継続研修を進んで受講し、資質の向上を図っている。

(薬局における登録販売者の継続的研修)

第十五条の十一の三

(店舗における登録販売者の継続的研修)

第一百四十七条の十一の三

(区域における登録販売者の継続的研修)

第一百四十九条の十六

- ②関連団体が提供する生涯学習プログラムや関連団体等の啓発事業など、あらゆる機会を積極的にとらえて継続的に学習するとともに、専門領域にとどまらない幅広い知識習得に努めている。

4 地域公衆衛生に関すること

登録販売者は、生涯にわたり健康な生活の実現に助力することを使命としている。セルフメディケーションを適切に支援、地域保健衛生向上のための施策について、常に率先・協力し、その推進に努める。

また、健康の保全や増進に関する身近な相談相手としての役割を果たすとともに、行政機関及び関係団体と連携し、薬物乱用防止情報、健康被害救済制度情報の普及など、積極的に医薬品等の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めることが求められている。

1) 主体的な健康管理への支援

- ①セルフメディケーションを支援している。

セルフメディケーションとは、自身で自覚できる軽度な身体の不調や症状の治療のために個々人が医薬品を選択して使用すること」

- ②健康寿命延伸のための情報提供、啓発を行っているか。
- ③セルフケアを支援している。

セルフケアとは、「健康を管理し、病気を予防し、病気の際に対処するために自分自身で行う活動」

- ④自己の健康管理のために医薬品等を自己の意思で使用するセルフケア及びセルフメディケーションに関する助言や健康に関する相談及び情報提供を積極的に行っている。

2) セルフケアに係る対応

- ①セルフケア推進のため、機能的表示食品を含めた健康食品や介護用品、衛生材料等を取り扱う機会も多いため、医薬品に関する知識だけでなく、幅広い知識の習得に努めている。
- ②セルフケア推進のために、保健機能食品(機能的表示食品、特定保健用食品(トクホ)、栄養機能食品)の違いを明確に把握し、利用者に適した保健機能食品を提供、説明できるよう知識の習得に努めている。
- ③介護の需要、要望に応えるため、介護用品、衛生材料等に関する知識の習得に努めるとともに、必要に応じ、住宅の改築等事業者を紹介できるよう建築業者等の情報等についての収集に努めている。

3) 多職種間の連携と協働

- ①広範にわたる業務を担う従事者間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働に努めている。
- ②地域包括ケアシステムの構築の中、その一翼を担う医療従事者として、他の職種や関係機関と連携して地域住民の健康を支援に努めている。

地域包括ケアシステム

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。

